

ゆとり教育の見直しと「弁当の日」

定例議会 報告

7月3日の第3回県議会定例会の一般質問では、教育問題についてかねてからの持論を述べ新たな提言を行いました。まずは、ゆとり教育の見直しについてです。

私は「ゆとり教育」についても「ゆとり」とはいつまでかというもののなにかをずっと考えてきました。

いわゆる「ゆとり教育」については、もちろん良い面もあったと思いますが、この教育政策が長い時の流れの中でかみ合わなくなった部分が次第に目立ちはじめたのではないかと考えています。そして、その部分の見直しに躊躇してしまつたのではないかと感じています。

昨年8月に発表された報告書では、実に小学生の4人に1人、中学生では2人に1人が、学習塾に通っていると報告されていますが、そんな中「本当に今の義務教育のあり方でいいのか」を私たちは常に問い続けなければなりません。そのきっかけとして、土曜日の午前授

業の復活も選択肢としてあり得るのではないのでしょうか。子どもたちの多くは外で遊ぶこともなく、塾に行くかテレビゲームやパソコンに興じるなど、土曜日の休みが子どもにとって有効に活かされているとはとても思えないからです。

義務教育については国の権限が大きく、地方の独自性は発揮しづらいのが現実です。しかし、文部科学省の新学習指導要領の内容では足りないと思われ部分があれば、それを補うものとして岐阜県独自で付け加えるなどの取り組みするべきです。このことについては今後

も積極的な提言を行っていきます。

自立と食育をつながす「弁当の日」



私はサッカーを通じて多くの子どもたちと接していますが、その中で今の子どもに必要なと思うものは、文科省も積極的に言っているように「考える力」、「生き

る力」そして「感謝」だと思っています。しかし現代の子どもはあまりにも環境に恵まれ、あまりにも物が豊富にあり、そして周りの大人が気を遣いすぎ、本来、大人が子どもにやらせるべきことをやらせていないのではないかとこの思いがあります。

楽なこと、便利なこと、安いこと、速いこと……。これらの価値観は日本の社会が快適な生活を求めて、何十年もかけて実現してきたことですが、そのことが逆に、子どもが多くの体験をして育つ環境をなくしてきたのではないかと危惧しています。面倒でも、不便でも、高くても、時間がかかっても、「心の豊かな生活」につながることは、意識的に子供たちにやらせる必要があるのではないのでしょうか。

そこで県内でも徐々に広まりつつある「弁当の日」を提言したいのです。「弁当の日」とは、平成13年に香川県のある小学校から始まった、小・中学校の生徒が給食の代わりに、「児童、生徒が自分で作ったお弁当を持って行く」という取り組みです。

その特徴は、月に1度、学校に持って行く自分の弁当の献立づくりから調理、後片付けまでのすべてを自分でやるということです。「自立を促すため、親は手伝わない」ということが学校から念が押されたところからです。

全国で、この取り組みが高く評価されている背景には、生徒児童が自分で考えてお弁当を作るという経験を通して、子どもの成長につながるだけでなく、「食育」の観点や、家庭や地域にも良い影響が生まれるなどの利点があるものと思われます。

具体的には、

- ① 自分で考えて作らなければならないので、「考える力」「生きる力」を養える。
- ② 食材を作ってくれる農家、いつも料理を作ってくれる人に感謝できるようになる。

などのほか、できるだけ安全な食材で、できれば地元の食材を選ぶようになるなど、「食の安全安心」から「食料自給率」のアップへの貢献までも「弁当の日」には期待されています。そして何より親子のふれあいの時間を持つことが出来ます。たかが「弁当の日」、されど「弁当の日」。みなさまはどう思われますか？

提言 実現

中小零細企業の再生支援が実現しました。

昨年12月の定例議会では、秋口からの「大不況」の直撃を受けた地元経営者のこんな声を紹介しました。「仕事を辞めたくても辞められない。銀行がいつまで支援してくれるかわからないがやれるところまでやろうと思っている」。それは、心の奥底からの叫びに聞こえました。

私としては、県の行政がどこまで関与できるかは議論が分かれるところだとは思いましたが、その窮状を打開しなければと「再チャレンジ支援」として破産や廃業に踏み込んででも支援すべきだとの提言を行いました。

その提言が今年6月の補正予算案に盛り込まれましたので、ご報告させていただきます。

この事業の目的は、厳しい経済状況が今後も続くことが予想される中、「事業継続か」、「事業再生か」、あるいは「事業清算か」など進むべき道に悩んでおられる中小零細企業経営者に対し、中小企業診断士による経営診断などの支援を行い、企業の再生をバックアップすることです。たとえ再生の見込みがなくても、事業整理に必要な弁護士相談費用や、新たな住宅や就労の支援までが含まれています。

決してもう手をあげてお勧めする方策ではありませんが、ぎりぎりまで追い詰められて、より不幸な事態に陥る前に一考していただける支援・助成事業です。

なお、全国初となるこの取り組みには予算1千万円が計上され、今年8月10日から申し込みが始まっています。



みなさんのお声を頂戴し、これからの県政にいかしたいと考えています。どんなことでもご一報ください。また、政治に興味のある20代・30代の方々のご意見もお待ちしています。暮らしやすく快適な未来のために精一杯努力していきますのでよろしくお願いいたします。不在の場合がありますので、できましたらメールかFAXでご連絡をいただけるようお願いいたします。

岐阜県議会議員 高木貴行事務所

多治見市滝呂町17丁目60-1 E-mail/gifu@t-takagi.jp ☎ 0572-45-0265 FAX 0572-45-0266

ホームページでも t-takagi.jp

たかぎたかゆき 検索

高木貴行おもしろブログ更新中!

